

令和8年度紙おむつ等配付事業



市民の皆様から寄せられた善意の寄付金「愛の詩基金」の利息を活用し、

年2回（10月・2月） ご自宅に紙おむつ等を配付する事業です。

越谷市在住（※）で、在宅にて常時紙おむつ等を使用している**非課税世帯**が対象となります。

（※）越谷市に住民登録し、越谷市内に居住していること。

1 必要書類について



①紙おむつ等配付申請書 ②有効期限内の介護保険被保険者証（コピー） ③令和8年度の介護保険料決定通知書（コピー）もしくは介護保険料納入通知書（コピー） ④該当する障害者手帳（コピー） ⑤住民票の写し（世帯全員、発行日から3か月以内のもの） ⑥令和8年度市・県民税非課税証明書（世帯全員）の写し

※③は、「介護保険料の算出基礎」が記載されたページをコピーのうえ、提出してください。

申請対象世帯	申請に必要な書類
介護保険（要介護1～5）の認定を受けている方	①・②・③ ※生活保護世帯は、生活保護受給者証のコピー（③は不要） ※③をお持ちでない方や、令和8年度市・県民税は、非課税世帯であるが、③の「介護保険料の算出基礎」の記載で介護保険料段階（所得段階）区分が、第4段階以上の場合（⑤と⑥も必要）
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方	①・④・⑤・⑥ ※生活保護世帯は、生活保護受給者証のコピー（⑤と⑥は不要） ※③をお持ちの方で、「介護保険料の算出基礎」の記載で介護保険料段階（所得段階）区分が、第3段階以下の場合（③があれば、⑤と⑥は不要）
療育手帳AまたはAの交付を受けている方	
2歳未満の子どもを養育している方 ※申請時に2歳未満であれば申請可	①・⑤・⑥ ※生活保護世帯は、生活保護受給者証のコピー（⑤と⑥は不要）

裏面に続きます。

2 申込み（原則郵送での申請）



下記の申請期間中に、申請書と必要書類を生活支援課までご提出ください。

申請期間： 8月3日（月） から 31日（月）まで ※消印有効

年2回（10月・2月）配付 ※2月配付分の申請は不要

申請書等については、7/24（金）から本会ホームページ（<https://www.koshigaya-syakyo.com>）でダウンロードしていただくか、申請書等を配架している生活支援課窓口（中央市民会館2階）からお取りください。

※上記期間を過ぎても、2月配付分の受付は令和9年1月15日（金）まで
随時行っております。8月中に申請された方は、10月・2月分の2回配付と
なるため2月配付分の申請は不要です。

※入院または入所をされている方は対象外となります。

対象外…入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、
有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅 等

令和8年度の配付限度額は1回の配付につき 5,000円です。
配付限度額を超えて注文した場合、超えた額は自己負担となります。
配送時に現金でお支払いをしていただきます。

商品の変更や配付を停止する場合は、配付業者に直接ご連絡を
お願いします。



＜問合せ及び送付先＞

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813

越谷市越ヶ谷四丁目1番1号（中央市民会館2階）

Tel 048（966）2251

（月～金曜日／午前8時30分～午後5時15分）

＊土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く